



こどもたちの笑顔を守るために。 ～身近なサインを見逃さないで～

■問い合わせ 親子健やか室 299-2816



● 児童虐待により死亡した児童数は、全国で年間60人※を超え、 1週間に1人のこどもが命を落としています。

※「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第21次報告)」より

体罰などが こどもに 与える影響

親から体罰を受けていたこどもは、「落ち着いて話を聞けない」「約束を守れない」「一つのこと集中できない」「我慢できない」「感情をうまく表せない」「集団で行動できない」という行動問題のリスクが高まります。
虐待や体罰、暴言を受けた体験がトラウマ(心的外傷)となり、心身にダメージを引き起こし、その後のこどもの成長・発達に悪影響を与えます。また、こどもが「自分も周りの人に対して同じように振る舞ってよい」と感じてしまう可能性もあります。
こどもが保護者に恐怖心などを抱くと、対人関係のトラブルや非行、犯罪被害など別の大きな問題に発展してしまう可能性もあります。

身近にこんなサインはありますか？

● こどものサイン

- こどもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がいつも聞こえる
- 不自然な傷や打撲の痕がある
- 衣類や体がいつも汚れている
- 表情が乏しい、活気がない
- 夜遅くまで一人で遊んでいる

● 保護者のサイン

- 幼いこどもを家に置いて外出している
- こどもの養育に関して拒否的、無関心
- こどものけがに関して説明が不自然
- 地域などと交流が少なく孤立している



● 児童虐待は4種類あります ●

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう(面前DV)、こどもの心を傷つける暴言 など

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

性的虐待

こどもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、自宅に出入りする第三者による虐待などの行為を放置する など

もしかして虐待かも？

少しでも気がかりなことがあれば
迷わずご連絡ください！

全国共通3桁ダイヤル

いち はや く
189

24時間365日(無料)／

匿名可能／秘密厳守

※近隣の児童相談所につながります

県南児童相談所

262-4152

※年末年始・祝日を除く平日、午前8時30分～午後6時15分

※こども家庭相談センターでも問い合わせを受け付けています

子育て中の方へ

子育ての悩みや不安はありませんか

子育て中は、たくさん幸せを感じる一方で、さまざまな悩みを持つことがあるかもしれません。「保護者として自分で何とかしなければ」と思っても、なかなかうまくいかないこともあります。

こどもとの関わり方のポイント

① こどもの気持ちや考えに耳を傾ける

聞いてもらえたことで、気持ちが落ち着いたり大切にされていると感じたりします。

② 「言うことを聞かない」にもいろいろある

理解できていない、体調が悪いなど「イヤだ」という気持ちはさまざまです。今はそれ以上やり合わないなど、状況に応じて適切な対応を考えることが大切です。

③ こどもの成長・発達によって異なることも

年齢や発達状況によって、「できる・できない」が異なります。こどもに合ったケアを考え、対応しましょう。

④ 状況に応じて、身の周りの環境を整えてみる

こどもが危険なものにふれないように配置を工夫するなど、環境を整えることでトラブルやイライラを減らせます。

⑤ こどものやる気に働きかけてみる

こどもは気持ちの切り替えが難しい場合があります。場面を変えたり、好きな活動を取り入れたりすることで、行動や気分を切り替えやすくなります。

⑥ 肯定文で分かりやすく、時には一緒に、お手本に

怒鳴るよりも、「ここでは歩いてね」など肯定的に伝えることが効果的です。「一緒におもちゃを片付けよう」と共に行き、見本を示すことも大切です。

⑦ よいこと、できていることを具体的に褒める

よい態度や行動を褒めることで、こどもは嬉しいだけでなく、自己肯定感が養われます。結果だけでなく努力や過程を認めることが大切です。

⑧ 保護者自身の工夫

自分の時間や心に余裕がないときは、少しでもストレスの解消につながりそうな「自分なりの工夫」を見つけ、保護者自身が休むことも大切です。

【例】・深呼吸して気持ちを落ち着ける

・ゆっくり5秒数える

・窓を開けて風に当たり、気分転換する

※「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」(こども家庭庁 [https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/taibatsu] をもとに作成)

話を聞いてほしい時は…

「こども家庭相談センター」にお電話ください。相談専門の家庭児童相談員が、一緒に解決策を考えます。

※乳幼児期～18歳(高校3年生の年齢)のこどもの相談に対応

こども家庭相談センター

433-2222

※年末年始・祝日を除く平日、午前9時～午後5時